

2016 年度大学評価委員会
評価結果報告書

立命館大学大学評価委員会

2016 年度
立命館大学大学評価委員会 委員名簿

委員長：清水 一彦（山梨県立大学理事長・学長、筑波大学名誉教授）

副委員長：早田 幸政（中央大学理工学部・大学院公共政策研究科教授）
川嶋太津夫（大阪大学高等教育・入試研究開発センター長、教授）

委員：吉田 文（早稲田大学大学総合研究センター副所長、
教育・総合科学学術院教授）
高橋 哲也（大阪府立大学学長補佐、高等教育推進機構副機構長）
深澤 晶久（実践女子大学大学教育研究センター特任教授）
山本 幸一（明治大学教学企画部評価情報事務室副参事）

I. 総評

大学は、学問の府として質の高い教育研究活動が求められている。教育の内部質保証では、社会の付託を受けた人材育成という視点に立って、学生が修業年限内に身に付けるべき能力である「学習成果」を明確化・可視化するシステムの確立が必要であり、同時に大学はそれを社会に公表する説明責任を果たさなければならない。このことを踏まえながら、以下、内部質保証システム、学習成果、説明責任の3つの観点から総評を述べることにしたい。

全体としては、全学的に組織化された教学マネジメント体制を構築することが難しい大規模総合大学にもかかわらず、教育の内部質保証システムの確立に向けた努力が熱心に続けられ、学習成果については学部・研究科ごとの学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）にその達成度が明示され、その結果は自己点検・評価報告書のなかで公表されており、社会的説明責任を十分に果たしていると判断できる。

まず、内部質保証については、大学の基本的な考え方は明確であり、P D C Aサイクルのための行動指針も明示されている。内部質保証に責任をもつ全学的組織と部局組織との役割分担も明確で、3つのポリシーは全学において設定され、大学レベル、部局レベルでのP D C Aサイクルの管理も適切に行われている。また、大学レベル、プログラムレベル、授業レベルでの改善システムも相互に関連しながらほぼ機能している。

次に、学習成果については、卒業後・修了後の社会で求められる知識・能力等を、期待される学習成果として特定し学位授与方針に明示している。具体的には、各学位の分野の特性に応じて、学習成果を測定するための指標をそれぞれ設定するとともに、学習成果及び学習の過程を把握・評価するための方法を開発・実践している。しかも、その評価結果を教育内容、教育方法等の改善に活用している。

そして、説明責任については、自己点検・評価は定期的に行われ、大学全体及び分野別の外部評価を導入しながらその客観性・妥当性を高めており、その取り組みも適切に公表している。社会に対する説明責任はきちんと果たされ、総じて貴学の内部質保証システムは全体として有効に機能しつつあると評価できる。

反面、教学委員会との関係において自己評価委員会の位置づけを明確にすること、学習成果のコンピテンシー（能力）を具体的に明示すること、学習成果指標の共通性・独自性を確保することなどは、今後の課題である。

なお、今回の外部評価の対象は、わが国の大学や認証評価機関等が共通して取り組んでいる内部質保証と学習成果に限定されたものであり、その内容は他大学等にも十分寄与し得るものである。その意味では、これまでも大学改革の先導的役割を果たしてきた貴学の内部質保証システムの確立は、他大学のモデルとして今後広く影響を有するものであると言える。

最後に、今回の評価を通じて、貴学の改善・改革における全学調整のスピード感と実行力を強く感じた。それは総長を筆頭とした執行部と、各部局そして評価担当部署との日常的な連携プレーの良さが表れた結果であると考えられる。その努力に敬意を表するとともに、引き続き大学改革の先導役としての役割を担われることを期待したい。

II. 概評および提言

1. 内部質保証

<概評>

貴学は、「大学改革の旗手」として、さまざまな斬新的手法を駆使して栄えある発展を遂げるとともに、その改革モデルは、他大学の改革に多大の影響を与えるなど、わが国大学全体の発展・向上の牽引役として大きな役割を果たしてきた。貴学の内部質保証システムも、法人と教学、全学と部局のハーモナイゼーションの探求を軸に教職協働の体制の下で制度設計され効果的に運用されるなど、そこに貴学の強力な改革推進力の源泉の一端を垣間見ることができる。

さて、貴学の内部質保証システムは、大学、学部・研究科等の自律性に根差した教学上の発展を支えるものとして十全に機能している。内部質保証に関わる全学的な理念・方針も、「学問の自由」を基礎に「平和と民主主義」の価値原理の大切さを唱道する「教学理念」の盛り込まれた「立命館憲章」及びそれらを具現化した諸計画によって明示されている。教育研究活動、自己点検・評価その他の組織運営や諸活動の状況は適切に社会に公表されており、公表内容の更新努力もなされている。

貴学の内部質保証の特徴点を概括的に示せば、a) 対象が教学事項を中心に設定されていること、b) 「教学総括・次年度計画概要」等の制度を整え、当初計画等の進捗状況を把握・検証し、その結果を改善・改革につなげるPDCAサイクルの営みとして運用されていること、c) 「b」に示す一連のプロセスにおける「検証」とその結果をふまえての「実行・改革」が、点検・評価組織と学部・研究科を軸とする教学組織との「連携と役割分担の調和」のなかで進められていること、d) 教育目的・目標や「3つのポリシー」と関連づけながら教育プログラムやカリキュラムの検証努力が払われていること、e) その活動が、授業レベル、教育プログラム、大学レベルの3層のレベルで実施されていること、といった諸点に要約できる。

このことに加え、貴学の内部質保証にあっては、大学としての自律性に根差した独自の留意点が適切に設定されるとともに、大学基準協会の認証評価に係る評価項目も、そこでの評価視点として活用されている。内部質保証の営みのなかでは、そうした評価の視点をふまえ、エビデンス・ベースで客観的に把握された「現状」を基礎にいつその改善・改革を視野に入れた評価・分析が試みられている。

内部質保証を掌る全学組織として「自己評価委員会」が置かれ、教育研究組織、教員組織、施設・設備等の大学全体に関わる事項を対象に有効性評価を行うとともに、その責任の下で、各教育プログラムの検証結果が盛り込まれた「自己点検・評価報告書」の作成が行われている。大学レベルの内部質保証に係る諸活動は、貴学を構成する学部・研究科及びそれらとの緊密な連携体制に支えられた「教学委員会」を軸に、実質的な教育プログラムレベルでの内部質保証の営為を基盤として展開されている。自己評価委員会を主たる責任主体として取りまとめられた「自己点検・評価報告書」を踏まえ、改善・改革のための

活動は、上記教学委員会において具体的な指針や計画としてとりまとめられ、学部・研究科によって自律的に営まれている。

以上のように、貴学の内部質保証システムの特質を教学面から理解する限りにおいて、同システムは、大学全体の「共通性」と各部局の「独自性」の「適切なバランス」を重視する立命館大学固有の質保証方式として設計・運用されている。

内部質保証の実務上の中心業務は、「大学評価室」が担い、必要な調査・分析作業を行う「教育・学習支援センター」が整備され、双方が連携し合いながら有為に活動を進めている。「全学協議会拡大代表者会議」では、学生と大学が教育に関わるさまざまな事柄を話し合うなど、教育改善に向けた課題を共通に認識する場となっている。このほか、学外者による検証体制として「大学評価委員会」が置かれるとともに、その目的・役割が明確化されている。

学士課程、大学院課程における教育プログラムの検証は、人材育成目的、教育目標、「3つのポリシー」の整合性を重視するとともに、教育プログラムの適切性の評価のための基準・指標としての役割をも果たす「教学ガイドライン」「開講方針」等を活用しつつ、いっそう充実した内容のものとして進められようとしている。

当面の検討課題としては、教育プログラムの有効性を高める一環として位置づけられている各授業科目単位の質保証活動の更なる充実策の策定、認証評価の受審を控え、教学マネジメントの一翼として位置づけられる系統的な内部質保証を担保し得る全学方針や組織体制の在り方の考究の必要性、といった諸点を挙げることができよう。

<提言>

一 長所として特記すべき事項

- (1) 内部質保証に関わる全学的な方針は、「立命館憲章」や「人材育成目的ならびに教学上のポリシー検証・公開に関するガイドライン」等により明示されている。また、大学全体の教育目標の基本として位置づけられる「学びの立命館モデル」も策定されている。こうした全学的な方針に基づき、学部等で「3つのポリシー」や毎年度の「開講方針」が定められている。
- (2) 学士課程の教育プログラムの検証を人材育成目的、教育目標、「3つのポリシー」との整合性の観点から試みるとともに、それらに基づいて具体的に展開されている教育活動の有効性を評価するためのツールが「教学ガイドライン」として定められている。これにより、教育の内部質保証をさらに充実させ、教育プログラムの検証活動をより効果的に展開することが期待されている。
- (3) P D C Aの循環サイクルのなかでカリキュラムの検証がなされるとともに、その結果をふまえたカリキュラム改革に伴って必要となる支援策の判断も行われている。「学園重点政策予算枠」の一つである「教育力強化推進費予算」は、教育の内部質保証を効果的に進める機会を提供している。

- (4) 内部質保証を実務面から実質的に支えるための組織体制も十全に整備されるとともに、学生の代表も参加する全学協議会拡大代表者会議の場等を通じ、教育改善のための課題について学生と教職員間の共通認識が醸成されている。このほか、内部質保証の有効性を検証する外部評価の体制も整えられている。
- (5) 授業レベル、教育プログラムレベル、大学レベルといった3層レベルの教育改善システムが組織面、活動面の双方で有効に機能し得るような仕掛けが構築されている。そして、各教育プログラムの教育目標と個別の授業科目を有機的に関連づける体系的なカリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーの整備作業も鋭意進行中である。
- (6) 内部質保証を有効に機能させるために必要とされる教育上の成果指標については、自己評価委員会等の全学組織が提供する例示や「教学ガイドライン」の示す学習成果の測定・評価に関わる基本指針等を踏まえ、各学部等がそれぞれの教育プログラムの特性などを十分考慮に入れつつその設定に向けた活動を自律的に進めている。

二 努力課題

- (1) 授業レベルと教育プログラムレベルを相互リンクさせ、改善に向けてこれを適切に機能させる仕掛けは構築されているようである。しかし、両レベルでの教育の内部質保証の営みに実効性を付与し目的・目標の具体的実現を図るためにも、各教育プログラムの標榜する「学習成果」と個別授業科目の教育目標との間の有機的関連性の存在を前提に、教育目標の達成度評価をふまえた授業改善の手法開発を含め、所要の工夫を凝らすことが求められる。

現在、manaba+Rを用いて、「学び」の質を高める努力を担当教員に求める中で、履修学生に学習上の到達目標を周知してもらう方途の検討がなされているとのことである。

「学習成果(=ラーニング・アウトカム)」に即した授業展開とその検証が実効的な教育内部質保証の軸を成しているとの認識の共有に照準を合わせたFDの効果的实施と併せて、上記検討結果の実現を期待したい。

なお、学生授業アンケートの結果が教員の授業改善に概ねフィードバックされていることは理解できるが、そのことを学生に周知させる工夫を講じることが望まれる。これにより、学生の授業に向き合う姿勢にもポジティブな変化が見られると同時に、学生と教員との間の学問を通じた信頼の絆がいつそう強固なものとなることが推測できる。

- (2) 現在、貴学では、学部・研究科ごとに「3つのポリシー」の再検証を行っているとのことである。そうした見直し作業の道標となり、将来にわたりこれらポリシーを実効あるものとして機能させていくうえでも、現行の「教学ガイドライン」などを基礎に、貴学の学士課程、大学院課程に対し共通枠組みとして活用可能な「3つのポリシー」に係る教学上の大綱的指針を可及的速やかに設定することが望まれる。
- (3) 貴学の内部質保証は、大学全般に関する事項を点検・評価する「自己評価委員会」、並びに各学部・研究科との連携関係のなかで教育プログラムの有効性の検証を行うとともに、

自己評価委員会の点検・評価結果をふまえて教学上の改善・改革の「アクション」の受け皿となっている「教学委員会」の協働体制の下で展開されている。

しかしその一方で、大学基準協会は、新たな大学基準に依拠し認証評価受審校に対し、内部質保証のための基本的な方針・手続を策定・運用するとともにPDCAサイクルの内包された教育内部質保証活動を全学的立場から統括することを通じ、「学部・学科等」による内部質保証の適切な展開をマネジメントできる全学組織の整備を強く求めている。貴学における教育の内部質保証に係る「二頭体制」が、大学基準協会の上記要請に的確に対応し得ているのか否かを早急に検討したうえで、必要に応じ所要の措置を講じることが期待される。

もとより、全学的な内部質保証に係る現行の枠組みを維持していく場合には、認証評価等に備え、大方の大学とは異なる固有の立命館方式の存続が必要不可欠であることを示す合理的根拠を明文を以て明らかにしておく必要があるものと思料する。

- (4) 教員による研究者学術情報データベースへの入力率がやや低調であるが、授業レベルや教育プログラムレベルでの教育内部質保証の実効ある展開をサポートしていくためにも、今後、そこへの入力率の向上が望まれる。

三 改善勧告

なし

2. 学習成果

<概評>

[基本的事項]

14 学部 20 研究科を擁する大規模総合大学として、全学的に組織化された教学マネジメント体制を構築することはきわめて困難であることから、たとえば学部（学士課程）教育に関しては、7 項目の留意事項からなる「学部（学士課程）教学ガイドライン」を策定し、また、研究科に関しては、2016 年度から属人的になりがちな研究指導を組織的に行うための仕組みとして、全研究科で「研究指導計画書」を導入することとした。さらに、「学習成果」にかかる自己点検・評価報告書の作成にあたっては、「1. 現状の説明」「2. 点検・評価」「3. 将来に向けた発展方策」という共通項目での作成を求めている。

このように、大学として、各学部・研究科の独自性や自律性を尊重しつつも、大学全体としての統一性を保とうとする努力はうかがわれるものの、いくつかの課題も見えてくる。1. 人材育成目的、学位授与方針、教育課程編成・実施方針、入学者受入方針については、すべての学部・研究科で策定、公表されている。しかし、「参考資料 1」を見る限り、各項目の記載内容は学部・研究科によって異なっており、本来ならば「学位授与方針」に記載すべき卒業（修了）までに身に付けさせるべき知識や能力、すなわち「学習成果」が、「教育目標」の項目に記載されていたり（経営学部、政策科学部）、「教育課程編成・実施

方針」の項目に記載されていたりする（産業社会学部、文学部）。3つのポリシーの見直しの過程を通じて、学部・研究科間の調整を望みたい。

2. 大学基準協会の現行（第2サイクル）の「大学基準」の「4. 教育内容・方法・成果」の「(4) 成果」の「(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか」の留意事項には「①課程修了時における学生の学習成果（下線は委員会）を測定するための評価指標を開発し、適切な評価指標を開発し、適切に成果を測るよう努めているか。」とあるが、「学習成果」の自己評価テンプレートには、「教育成果（下線は委員会）について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。」とあるため、複数の学部・研究科において単に取り組みやプロセスを指摘することをもって、成果としてあげている場合がある。たとえば、法学部、経営学部は卒業論文登録率・提出率を、経済学部、経営学部、理工学部などは特定科目履修率をもって成果のエビデンスとしてあげている。

しかし、卒業論文を卒業時の質保証の成果物と考えるならば、学位授与方針に定めた学習成果の達成度を評価しない限り、卒業論文を提出したことや合格したことをもって学習成果が上がっていることのエビデンスにはならない。その場合には、生命科学部のように卒業研究における評価の観点と達成水準を学生を含め周知する必要がある。

学習成果の測定に関しては、単位取得率、標準年限卒業率、就職率、授業評価や卒業時アンケートといった間接評価と卒業論文やテストなど、学習成果を直接評価する方法があるが、上にも記したように卒業論文の提出自体は、学習成果を測定、評価したことにはならない。

この点、文学部では、一部学位授与率、進路就職率、資格取得率などの間接評価を採用している。また社会学研究科では、教育目標到達度に関する院生の自己評価、学位授与数、進路・就職状況を学習成果の評価として活用している。

今後の課題としては、すべての学部・研究科で学位授与方針が定められ、またそのなかでは卒業・修了時まで身に付けさせる知識や能力、つまり学習成果が定められているので、それらの学習成果を適切に評価する方法や指標を工夫することが多くの学部・研究科で必要である。特に「学びの実態調査」（2016年度からは「学びと成長調査」）では、各学部・研究科で定める学習成果の達成度を卒業時に自己評価させているので、これを十分活用しつつ、その達成度を間接評価と直接評価を適切に組み合わせて挙証することが必要である。その際、応用人間科学研究科、テクノロジー・マネジメント研究科、経営管理研究科といった、資格取得や専門職育成を目的とする部局の取り組みがグッド・プラクティスとして他の学部・研究科の手本となるのではないか。

[発展的事項]

一部の学部・研究科を除き、自己点検・評価で見いだされた課題について、その改善事例が具体的に示されているとは言えない。複数の学部・研究科でFDのテーマとしてハラスメントに関する研究会を開催したとの記述がある。確かにハラスメント防止は重要な

テーマではあるが、ここで問われているのは「学習成果及び学習の過程を把握し評価した結果を教育内容、教育方法等の改善に適切に活用しているか」であり、学部・研究科ごとに「学位授与の方針」で定めた学習成果の到達度を間接的あるいは直接的に測定し、十分な成果が上がっていない場合は、カリキュラムの見直しや教育方法の見直しを図り、その見直しに資するようなFDのテーマ設定をすべきである。多くの学部・研究科ではFDの内容が、学習成果向上へ貢献するテーマとはなっていない。

大学基準協会「大学基準」の留意事項の記載されている「4. 教育内容・方法・成果」(3)教育方法の点検・評価項目の(4)に記載されている「教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育過程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。」の趣旨にあったFD(組織的な研修・研究の機会)の充実が望まれる。

<提言>

一 長所として特記すべき事項

大学全体

- (1) 大規模総合大学にもかかわらず、可能な限り全学で共通の指針を定め(P)、それを学部・研究科の実態に即して実施し(D)、毎年及び数年間のサイクルで評価・改善(C&A)するサイクルが確立されている。
- (2) 7つの視点から構成される「学部(学士課程)教学ガイドライン」が確立されており、特に教育内容に関しては、体系的、グローバル化、組織的FD、そして初年次などの取り組みが特に産業界からの要請と合致する優れた視点と言える。
- (3) すべての学部・研究科で「学位授与方針」、「教育課程編成・実施方針」及び「入学者受入方針」が策定され、公表されている。
- (4) 「学びの実態調査」を学習成果の検証のツールとして活用している学部が複数存在する。

学部全体

- (1) 国際関係学部は教育目標の達成度、TOEFL ITPの平均値、各授業科目での学部の教育目標の達成度などを継続的に測定したうえで分析し、カリキュラムの改善などに活用しようとしている点は(相対的に)優れていると判断する。映像学部は教育に関するさまざまなデータを収集しており、特に、映像製作という作品を学習成果として把握でき、学習成果の観点からカリキュラム改善を行っている点で学習成果の把握を改善に結びつけており、新カリキュラムの成果が期待される。

研究科全体

- (1) 「学位授与方針」で修了時まで身に付けさせる学習成果を定めると同時に、それが学位論文の評価指標となり、学生にも周知されていること。

特に、社会学研究科、スポーツ健康科学研究科は「大学院生の学びの実態調査」を用いて学習成果の定期的な把握を行っている。応用人間科学研究科の **Academic & Career Portfolio** は学習成果の把握として優れた取り組みかと思うので今後が期待される。テクノロジー・マネジメント研究科は、修士論文とプラクティカム（企業がかかえる課題に学生が取り組むという「課題解決型長期企業実習」）を対象に、ループブックを用いて、「学位授与方針」の各項目に関する達成度を評価しており、学習成果の定期的な把握を行っている。経営管理研究科は修了時アンケート、修了生（OB）アンケートを通じて学習成果の把握を行っているが、特に修了生に対するアンケートは在学時で身についた能力を社会に出てから振り返って判断するものであり、重要な取り組みである。

- (2) 研究科全体としては、2011年度以降積み重ねられている「学位授与方針」と「教育課程編成・実施方針」の精緻化に向けての動きに加え、研究指導計画書を全研究科で導入すると同時に、社大接続を意識した継続的な取り組みを実施している。

二 努力課題

大学全体

- (1) 学習成果の挙証についての理解が全学的に十分なされていないと言いがたい。各学部・研究科で「学びの実態調査」が実施されているにもかかわらず、これが一部の学部・研究科を除き、有効に活用されていない。改めて、学習成果の挙証に関する間接評価と直接評価の活用の仕方について、全学的な研修会を行い、周知を徹底する必要がある。

学部全体

- (1) 生命科学部は、分野別外部評価結果の報告書のなかで、「『学びの実態調査』を実施していることは、検証作業とそれに続く改革に有効に用いられているとして、またその丁寧な分析からよりよい教育を実践しようとしている試みをしているとして、高い評価を受けた」と書かれているが、検証作業とその丁寧な分析の内容が調書に書かれてない。特に、外部評価では「カリキュラム・ポリシーに書かれている基幹となる基礎知識と、ディプロマ・ポリシーに書かれているそれらとの整合性がとれていない。その結果、生命科学部という名称にもかかわらず、化学が多く、生物が少ないという学生アンケートの意見として表れ、カリキュラム編成において学科の都合が優先しているのではないかと危惧される。全体的に学部・学科として何が中心となる基礎科目かが曖昧であり、整理する必要がある。」という重要な指摘があるので、この指摘への対応の記載が望まれる。
- (2) 「学位授与方針」は明確であり、輩出すべき人材像は明確になっているが、果たして社会のニーズに即しているのかどうか、実際の社会、とりわけ産業界との接続や検証の

仕組みはどうか、産業界の変化のスピードが激しいなか、大学としての取り組みの進化が期待される。

三 改善勧告

なし

以 上